

当事業所は、利用者に対し居宅介護支援事業のサービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容について次の通り説明します。

1. 事業経営法人

法 人 名	社会福祉法人 さざなみ会
法 人 所 在 地	滋賀県彦根市城町二丁目13番3号
代 表 者 氏 名	理事長 上 田 曜 成
法 人 設 立 年 月 日	平成13年7月27日
電 話 番 号	(0749) 27-1411

2. 当事業所の概要

事 業 所 名	さざなみ苑指定居宅介護支援センター
事 業 所 所 在 地	滋賀県彦根市城町二丁目13番3号
管 理 者 氏 名	管理者 原 田 若 子
開 設 年 月 日	平成14年8月1日
事 業 所 の 指 定 番 号	2570200341
電 話 ・ FAX 番 号	TEL (0749) 27-1564 FAX (0749) 27-1429
サ ー ビ ス を 提 供 す る 通 一 の 事 業 実 施 地 域	彦根市内 ※上記以外でも、ご希望があればご相談下さい。
事 業 の 目 的	要介護者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて本人や家族の意向等をもとに、居宅サービスまたは施設サービスが適切に利用できるよう、サービスの種類、内容等の計画を作成するとともに、適切なサービスの提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整その他の便宜の提供を行うことを目的とする。
事 業 の 方 針	①利用者が要介護状態になった場合においても、可能な限り居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう配慮して行う。 ②利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが多様な事業者から、総合的かつ効果的に提供されるよう配慮して行う。 ③利用者の意思および人格を尊重し、常に利用者及び家族の立場にたって、利用者に提供する指定居宅サービス事業者等の選定に当たり、特定の種類または指定居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行う。 ④事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。 ⑤利用者の人権の擁護、虐待防止等のための必要な体制の整備を行う。 ⑥上記の他、「彦根市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例」を遵守する。

3. 併設事業所

当事業所には、次の施設（事業所）が併設されています。

区分	事業所指定番号	利用定員	事業開始年月日
介護老人福祉施設(従来型)	滋賀県指定第2570200341号	54人	平成14年8月1日
介護老人福祉施設(ユニット型)	滋賀県指定第2570201091号	40人	平成22年6月1日
短期入所生活介護施設	滋賀県指定第2570200341号	16人	平成14年8月1日
通所介護事業所	滋賀県指定第2570200341号	35人	平成14年8月1日
認知症対応型共同生活介護施設	滋賀県指定第2570200341号	9人	平成14年8月1日

4. 当事業所の営業日及び営業時間

営業日と営業時間	月曜日～金曜日（1月1日は除く） 8：45～17：30
担当介護支援専門員	原田 若子・田中 美加
営業日・営業時間以外の連絡先	（0749）27-1411

※営業日・営業時間以外でもお気軽にご相談下さい。

5. 当事業所の職員の配置体制

当事業所では、ご利用者に対してサービスを提供する職員として、以下の職員を配置しています。

職名	業務内容	配置人数
管理者 (主任介護支援専門員)	事業所の従業員の管理及び事業の管理を一元的に行うとともに、自らも指定居宅支援の提供にあたる。	常勤1名 (兼務)
介護支援 専門員	要介護者からの相談に応じ、要介護者がその心身の状況や置かれている環境等に応じて居宅サービスまたは施設サービスを適切に利用できるよう、サービスの種類、内容等の計画を作成すると共に、サービスの提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者、介護保険施設などの連絡調整等を行う。	常勤2名
補助職員	管理者および介護支援専門員の業務を補助する。	常勤若干名(兼務)

6. 提供するサービスの内容

内容	提供方法
居宅サービス計画の作成と各サービス提供事業者との調整	利用者と共に、利用者に必要な援助を考え、サービス担当者会議等を行い、居宅サービス計画を作成します。また、各サービス利用に関する事業者との調整をします。
サービスの実施状況および課題の把握	1ヶ月に1回以上、担当の介護支援専門員がお宅に訪問する等により、サービスの内容が適切かどうか等について話し合いを行います。また、利用者の求めに応じてサービス提供記録等を開示いたします。
給付管理	介護保険を使って受けられるサービスについて、実際にサービスが受けられる範囲やサービスの種類などについて調整し、また、サービスが計画通りに提供されたか等を確認して、給付管理を行います。
要介護認定の協力援助	利用者が要介護認定の変更や、更新認定を受けるについて、申請を代行したり、その他必要な支援を行います。
利用者からの相談の対応	介護保険や介護に関することについて、どういった内容であってもご相談をお受けいたします。

7. 利用料金

利用料金・費用は「重要事項説明書別紙」の記載のとおりです。（全額介護保険により負担されます。）

介護報酬等の変更が行われた場合は、新たな料金に基づき「重要事項説明書別紙」を作成交付します。

8. 指定居宅サービス事業所の紹介について

利用者は、居宅サービス計画を作成するにあたり、複数の指定居宅サービス事業所等の紹介、及び居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業所の選定理由の説明を求めるすることができます。

9. 入院時の連絡について

利用者が、病院または診療所に入院する必要が生じた場合には、担当の介護支援専門員へ連絡をお願いいたします。また、担当介護支援専門員の氏名および連絡先を病院または診療所へ伝えていただくようお願いいたします。

10. 緊急時の対応について

利用者が、事故・その他やむを得ない事情により、営業時間外に担当介護支援専門との連絡を必要とする場合には、下記の電話番号へ連絡いただければ24時間いつでも担当介護支援専門員へ連絡をし、支援の提供を行います。

緊急連絡先	
特別養護老人ホームさざなみ苑	TEL 0749-27-1411 FAX 0749-27-1429

11. 契約の解除

利用者および事業者は、以下の場合には、この契約を解除することができます。

- ① 利用者は当事業所に対し、文書で通知することにより、いつでもこの契約を解除することができます。ただし、緊急の入院などやむを得ない場合は、この限りではありません。
- ② 当事業所は、事業の廃止や事業継続をする上において、やむを得ない事情が発生した場合、利用者に対して契約終了日の1ヶ月前までに理由を示した文書で通知する事により、契約を解除することができます。この場合、当事業所は他の指定居宅介護支援事業所に関する情報をお伝えする等、利用者続けて滞りなく介護保険のサービスを受ける事ができるよう、手配または相談、協力をいたします。

12. 契約の終了

契約の解除が行われた場合又は、以下の場合には自動的に契約は終了します。

- ① 利用者が介護保険施設に入所した場合
介護保険施設へ入所するにあたっては、必要な支援を行います。
- ② 利用者が要介護認定でなくなった場合
地域の保健福祉サービスの情報提供など必要な支援を行います。
- ③ 利用者がお亡くなりになった場合
ただし、②の場合には、双方の話し合いにより、再度要介護状態になられた場合を想定して契約解除を一時保留とし、事業を再開することができます。

1.3. 損害賠償

利用者に対して当事業所の責任において賠償すべき事由が起こった場合には、利用者にその損害を賠償いたします。

1.4. 苦情・相談等の受付について

当事業所のサービスおよび居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについて、苦情・相談等は、以下の専用窓口で受け付けます。

(1) 当事業所における苦情相談等受付窓口

(主任介護支援専門員) 原田 若子

電話番号 0749-271564 FAX 0749-271429

当事業所では、第三者委員を設置しています。連絡いただければ取り次ぎいたします。

第三者委員 川合 一弘 ・ 若林 圭子

(2) 行政機関その他苦情受付機関

機 関 名	連 絡 先
彦根市役所福祉保健部 高齢福祉推進課	彦根市八坂町1900番地4 (くすのきセンター2F) 電話番号 (0749) 24-0828 FAX (0749) 24-5870
滋賀県国民健康保険団体連合会 介護保険課	大津市中央4丁目5番9号 電話番号 077-510-6605 FAX 077-510-6606

※ 上記以外で、各保険者の介護保険担当課も苦情受付窓口があります。

※ 成年後見制度・権利擁護においても、受付機関がありますので、相談いただければ紹介いたします。

1.5. 個人情報の保護と個人のプライバシー保護

当事業所がサービスを提供する際に、利用者及びその家族に関して当事業所が知り得た情報については、個人情報保護法に基づいて、サービス担当者会議等の利用者へのサービス提供のために必要な業務以外には決して他に漏れないようにいたします。

サービスの提供に関わって、利用者及びその家族の情報を他の事業者等と共有する必要がある場合には、あらかじめ利用者及びその家族に説明し、文書により同意をいただくと共に、利用者及びその家族のプライバシー保護に留意いたします。

令和 年 月 日

居宅介護支援事業のサービスについて、本書面に基づいて重要事項の説明を行いました。

事業者 所在地 滋賀県彦根市城町二丁目13番3号
名 称 さざなみ苑指定居宅介護支援センター 印

説明者 所 属 さざなみ苑指定居宅介護支援センター
職氏名 介護支援専門員 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受けました。

本 人 住 所_____

氏 名_____ 印

(代理人) 住 所_____

氏 名_____ 印

【重要事項説明書別紙】

さざなみ苑指定居宅介護支援事業利用料金

令和6年4月1日

利用料金等

①居宅介護支援費

介護サービス提供開始後1ヶ月あたりの利用料金は下記の通りです。

介護支援専門員の取扱件数が45件未満の場合（居宅介護支援費（I）（i））

要介護1又は要介護2 11, 316円

要介護3、要介護4又は要介護5 14, 702円

介護支援専門員の取扱件数が45件以上60件未満の場合（居宅介護支援費（I）（ii））

要介護1又は要介護2 5, 491円

要介護3、要介護4又は要介護5 7, 116円

介護支援専門員の取扱件数が60件以上の場合（居宅介護支援費（I）（iii））

要介護1又は要介護2 3, 292円

要介護3、要介護4又は要介護5 4, 272円

※看取り期における利用者に対し、居宅サービス等の利用に向けて退院時等にケアマネジメント業務を行ったものの利用者が亡くなられたことによりサービス利用に至らなかった場合、すでにケアマネジメント業務や給付管理のための準備が行われている場合、介護保険サービスが提供されたものと同等に取り扱うことが認められる場合は、居宅介護支援費を算定されます。

※利用者に介護保険が提供される場合は、利用料を支払う必要はありません。（全額介護保険により負担されます。）ただし、利用者が以前に介護保険料の滞納がある場合には、利用者より料金をいただき、当事業所が発行する指定居宅介護支援提供証明書をもって、後日市町村の窓口に提出しますと、差額の払い戻しを受けることができます。

②各種加算料金

・初回加算 3, 126円

新規、または、要支援者が要介護認定を受けた場合、要介護状態区分が2区分以上変更された場合に居宅サービス計画を作成した際に加算されます。

・通院時情報連携加算 521円

利用者が医師の診察を受ける際に同席し、医師等に利用者の心身の状況・生活環境等の情報提供を行い、医師等から利用者に関する必要な情報提供を受けたうえで、居宅サービス計画に記録した場合に月1回を限度として加算されます。

・入院時情報連携加算（I） 2, 605円

利用者が病院又は診療所に入院するにあたって、当該病院又は診療所に対して利用者に係る必要な情報を入院した日のうちに提供した場合に加算されます。（入院日以前の情報提供を含む。）

（営業時間終了後または営業日以外の日に入院した場合は、入院日の翌日を含む。）

・入院時情報連携加算（II） 2, 084円

利用者が病院又は診療所に入院するにあたって、当該病院又は診療所の職員に対して利用者に係る必要な情報を入院した日の翌日または翌々日に提供した場合に加算されます。（営業時間終了後に入院した場合であって、入院日から起算して3日目が営業日でない場合は、その翌日を含む。）

・退院・退所加算

利用者の退院・退所に当たって、当該入院・入所先の職員と面談を行い、利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で、居宅サービス計画を作成し、居宅サービス又は地域密着型サービ

スの利用に関する調整を行った場合に、下記の区分に従い、入院又は入所期間中につき 1 回を限度として加算されます。

- ・**退院・退所加算（I）イ** 4, 689円
入院・入所先の職員から当該利用者に係る必要な情報の提供を、カンファレンス以外の方法により 1 回受けている場合。
- ・**退院・退所加算（I）ロ** 6, 252円
入院・入所先の職員から当該利用者に係る必要な情報の提供を、カンファレンスにより 1 回受けている場合
- ・**退院・退所加算（II）イ** 6, 252円
入院・入所先の職員から当該利用者に係る必要な情報の提供を、カンファレンス以外の方法により 2 回以上受けている場合
- ・**退院・退所加算（II）ロ** 7, 815円
入院・入所先の職員から当該利用者に係る必要な情報の提供を、2 回受けしており、その内 1 回以上はカンファレンスによる場合。
- ・**退院・退所加算（III）** 9, 378円
入院・入所先の職員から当該利用者に係る必要な情報の提供を、3 回以上受けしており、その内 1 回以上はカンファレンスによる場合。
- ・**緊急時等居宅カンファレンス加算** 2, 084円
病院または診療所の求めにより、当該病院または診療所の医師又は看護師とともに居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じ利用者の居宅サービス又は地域密着型サービスの調整を行った場合に月 2 回を限度として加算されます。
- ・**ターミナルケアマネジメント加算** 4, 168円
在宅で死亡した利用者に対して、終末期の医療やケアの方針に関する当該利用者またはその家族の同意を得て、当該利用者の居宅を訪問し、利用者の心身の状況等を記録し、その情報を主治医および居宅サービス事業者に提供した場合に加算されます。(死亡日及び死亡日前 14 日以内の間に 2 日以上、情報を提供した場合に加算)

※ 上記の加算についての、利用料のお支払は、利用料と同様の扱いとなります。

③交通費

通常の事業の実施地域（彦根市）以外の居宅への訪問の場合、介護支援専門員の交通費として 1 回の訪問につき、実施地域より越えて片道 1 km あたり 100 円をご負担いただきます。